

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 仙北市内二次交通整備事業
- 2 履行期限 契約の日から平成31年2月28日まで
- 3 履行場所 仙北市内
- 4 業務目的 仙北市を訪れる個人外国旅行者（以下「FIT」という。）の市内観光地間の移動を容易とし、また、宿泊施設や各鉄道路線とのアクセスを確保することで、より多くのFITの誘客や滞在期間の増加に繋げることを目的とするもの。
- 5 委託上限額 9,736,500円（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 委託業務 本業務の内容としては、下記を想定している。
 - ①市内観光地周遊バス・タクシーの運行
 - (1) 田沢湖駅を発着とし、抱返り溪谷、あきた芸術村、角館駅、武家屋敷通りを結ぶ周遊バス及びタクシーの運行業務を行う。
 - (2) 運行期間は平成30年9月29日から11月11日までとする。
 - (3) 平日はジャンボタクシー、土日祝日はバス運行（中型以上）を行う。なお、9月29日、30日はタクシー運行、10月29日から11月2日はバス運行とする。
 - (4) バス及びタクシー運行の出発時刻は次のとおりとする。
 - ・1便 9:50
 - ・2便 10:50
 - ・3便 11:50
 - ・4便 12:50
 - ・5便 13:50
 - ・6便 14:50
 - (5) 停留場所は次のとおりとする。
 - ・田沢湖駅前（田沢湖ロータリー付近）
 - ・抱返り溪谷（抱返り溪谷、神代側駐車場付近）
 - ・あきた芸術村（あきた芸術村劇場前付近）
 - ・角館駅（JR角館駅前付近）
 - ・武家屋敷入口（桜並木駐車場付近）

- ・あきた芸術村（あきた芸術村劇場前付近）
- ・田沢湖駅前（田沢湖ロータリー付近）
- (6) バス、タクシーには携帯型音声翻訳機を設置する。音声翻訳は英語、中国語、韓国語、タイ語を含むこととする。
- (7) タクシー運行については、次の市内タクシー会社を均等に利用することとする。
 - ・平和観光タクシー株式会社（秋田県仙北市角館町上新町 25-5）
 - ・角館観光タクシー株式会社（秋田県仙北市角館町横町 42-1）
 - ・合資会社花場タクシー（秋田県仙北市角館町中菅沢 91-72）
 - ・生保内観光ハイヤー株式会社（秋田県仙北市田沢湖生保内字水尻 71-13）
 - ・田沢観光株式会社（秋田県仙北市田沢湖生保内字水尻 71-13）

②運行に関するプロモーション

- ・ターゲットとする台湾等アジア市場向けに、現地エージェントや各種媒体を利用し、旅行者が事前に情報を効果的に得られるよう、WEB等の媒体を活用したプロモーションを行い誘客に繋げる。

③チケットの販売

- ・バス・タクシーの乗車チケットの販売、管理を行う。なお、チケット料金は1日乗り放題チケット1,000円とし、子どもや障害者に対する割引きを適用（通常チケットの半額）する。チケットの購入は事前に購入可能とするなどの工夫を凝らすこと。なお、市内のチケット販売は次のところを活用すること。
 - ア) 仙北市田沢湖観光情報センター「フォレイク」
 - イ) 仙北市観光情報センター「角館駅前蔵」

④制作物

- ・バス・タクシー運行やプロモーションに必要な、チケットやチラシ等のデザインと作成、フロントマスク、車内アナウンスの制作を行う。制作物は外国人利用者にも対応するように多言語とすること。

⑤アンケートの実施

- ・利用者向けの外国語アンケートを作成・実施し、効果を検証すること。なお、アンケートを作成する際は市担当者と協議を行い内容を決定すること。

⑥乗車記録管理、報告

- ・乗降車の情報を管理しまとめ、検証したものを報告すること。

7 成果品 下記に掲げる成果品を、委託期間中に仙北市へ納入する。

- (1) 報告書（製本版1部、副本3部）
- (2) 報告書の根拠となる挙証資料等

8 参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 不問
- (2) その他の条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 国または仙北市との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくないと市長が認める者でないこと。
- エ 平成30年度仙北市競争入札参加資格を保有していること。

9 その他

- (1) 委託期間中は、定期的に担当者打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて、電話・電子メール等でやり取りを行うこと。また、中間報告を求められたときは早期に提出すること。
- (2) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (3) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
- (4) 成果品に係る知的所有権は、契約書をもってこれを定める。